

檀行審第 36 号
平成30年 7月18日

檀原市議会議長
たけだ やすひこ 様

檀原市行政不服審査会
会長 北岡 秀晃

檀原市議会情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年9月27日付「議会情報非公開決定処分」及び平成29年10月12日付「議会情報非公開決定処分」に係る審査請求事案諮問書（檀議第164号）による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

政務活動費の支給口座となっている通帳の写し（全議員）の非公開決定処分に対する審査請求についての諮問

件名：審査請求人1及び審査請求人ら2による政務活動費の支給口座となっている通帳の写し（全議員）についての議会情報公開請求に対する非公開決定処分に関する件

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求について、いずれも棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 平成29年9月21日、審査請求人1（以下「請求人1」という。）は、処分庁に対し、「政務活動費の支給口座となっている通帳の写し（全議員）」についての議会情報公開請求（以下「請求」という。）を行った。
- (2) 同年9月25日、処分庁は、「各議員の政務活動費が支給されている口座の通帳は公文書ではないので、橿原市議会情報公開の公開対象ではないため。」として、橿原市議会情報公開条例（平成11年3月29日 橿原市条例第9号 以下「条例」という。）第6条第1項第6号に該当することから、非公開決定処分を行った。
- (3) 同年9月27日、処分庁は、非公開決定処分の該当条例に誤りがあったとして、非公開決定取消処分を行った。
- (4) 同日、処分庁は、「各議員の政務活動費が支給されている口座の通帳は公文書ではないので、橿原市議会情報公開の公開対象ではないため。」として非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行った。
- (5) 同年9月29日、審査請求人ら2（以下「請求人ら2」という。）は、処分庁に対し、「政務活動費の支給口座となっている通帳の写し（全議員）」についての、請求を行った。
- (6) 同年10月10日、処分庁は、請求人ら2に対し、「各議員の政務活動費が支給されている口座の通帳は公文書ではないので、橿原市議会情報公開の公開対象ではないため。」として、条例第6条第1項第6号に該当することから、非公開決定処分を行った。

- (7) 同年10月12日、処分庁は、請求人ら2に対し、非公開決定処分の該当条例に誤りがあったとして、非公開決定取消処分を行った。
- (8) 同日、処分庁は、「各議員の政務活動費が支給されている口座の通帳は公文書ではないので、橿原市議会情報公開の公開対象ではないため。」として非公開決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。
- (9) 同年10月25日、請求人1及び請求人ら2は、橿原市議会議長（以下審査請求先としての橿原市議会議長を「審査庁」という。）に対し、処分庁の決定の取り消しを求めて、行政不服審査法第2条の規定による審査請求を行った。
- (10) 同年11月24日、処分庁は、審査庁に対し、弁明書を提出した。
- (11) 平成30年1月18日、請求人1は、審査庁に対し、反論書を提出した。
- (12) 同日、請求人ら2は、審査庁に対し、反論書を提出した。
- (13) 平成30年1月30日、審査庁は、請求人1に係る審査請求事案と請求人ら2に係る審査請求事案を併合し審理することとし、請求人1及び請求人ら2（以下請求人という。）に対し、通知した。
- (14) 平成30年2月7日、審査庁は、審理手続を終結することとし、請求人に通知した。
- (15) 平成30年3月7日、審査庁は、橿原市行政不服審査会（以下 審査会という。）に対し、条例第15条に基づき、裁決に関する諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 請求人らの主張

(1) 請求人らの主張の要旨

「記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 請求人らの主張の理由

請求人らが審査請求書及び反論書において述べている主張のとおりであり、その大要は下記のとおりである。

ア 各議員の政務活動費が支給されている口座の銀行通帳は、議会事務局より各議員に対して政務活動費専用の口座開設を要請され、政務活動費専用の通帳として公金の管理がなされている。

橿原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月27日 橿原市条例

第1号)では、議員に対して、毎年度、年額50万円が交付され、残余の額は返還されなければならないことが定められ、政務活動費は市民の税金から支出されている。

以上の点から、本件処分1及び本件処分2による公開しない理由は、条例に規定する非公開事由には該当しないため、公開すべきである。

イ 本件処分1及び本件処分2以降、平成29年12月議会終了までの間に各議員に口頭にて、政務活動費の銀行通帳を開示してもよいかどうかの調査を行い、全議員22名のうち20名の議員から開示するとの回答を得た。

銀行通帳は政務活動費の銀行通帳で、私的な資金が混入されることはなく、全て公金である。しかも、議員は議会事務局に銀行通帳だけでなく印鑑も預けている。議員及び議会事務局の責任においてチェックが必要であり、当然市民にも公開されるべきである。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のとおりである。

政務活動費の支給口座となっている通帳は、議会事務局において預かっているものの、条例第2条第1項第1号にある議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、決裁又は供覧が終了し、議会が保有している議会情報ではないため、議会情報公開の対象に該当しない。

また、議員の政務活動費の通帳開示についての調査結果については、そもそも公開対象ではないので、公開理由とならない。

第4 審査庁の諮問に係る判断

1 事実の確認

(1) 市は、交付条例第3条の規定に基づき、毎年度、4月1日に在職する議員に対し、議員が各自作成し、政務活動費の支給口座と指定した銀行通帳に、年額50

万円のうち、半額の 25 万円ずつを 4 月 25 日及び 10 月 25 日にそれぞれ振り込む。

- (2) 交付条例第 6 条の規定に基づき、議員は交付を受けた政務活動費の総額から、政務活動費を充てることができる経費の総額を控除して残余がある場合は、残余分を市に返還しなければならない。

2 議会情報か否かについて

処分庁が非公開とした情報が、条例第 2 条第 1 項第 1 号の議会情報に該当するか否かを以下において検討した。

- (1) まず、条例は、第 1 条において、この条例の目的を次のとおり規定している。

この条例は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、議会情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、より一層公正で開かれた議会運営の実現を図ることを目的とする。

つまり、議会情報であるものが条例の対象である。

- (2) 議会情報については、条例第 2 条第 1 項第 1 号において、次のとおり規定している。

議会情報 議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真（これらが含まれる磁気ディスクを含む。）であって、決裁又は供覧が終了し、議会が保有しているものをいう。

つまり、条例が定める公開の対象となる議会情報とは、①「議会事務局の職員が職務上取得した文書」であることに加えて、②決裁又は供覧の対象となる文書」であり、かつ決裁又は供覧が終了した後、③「議会が保有する文書」という、これら 3 つの要件すべてを充足する必要がある。

- (3) ところで、今回、請求人が請求している文書は、政務活動費の支給口座となっている議員各自の銀行通帳であるところ、これらの銀行通帳は、議員自らが作成した文書であるが、議会事務局が預かっているため、議会事務局の職員が職務上取得した文書であり、議会が保有する文書には該当することとなる。

しかし、これらの銀行通帳は、決裁又は供覧の対象となる文書でないため、公開対象となる議会情報の要件である決裁又は供覧の要件が欠けることとなるため、条例が公開対象と定めている議会情報に該当しないことになる。

- (4) よって、政務活動費の支給口座となっている銀行通帳は、条例第2条第1号の議会情報に該当しない。

3 銀行通帳の開示について

前記「第3 審査関係人の主張 1 請求人らの主張 (2) 請求人らの主張の理由イ」によると、本件処分1及び本件処分2以降、平成29年12月議会終了までの間に各議員に口頭にて、政務活動費の銀行通帳を開示してもよいかどうかの調査を行った結果、全議員22名のうち20名の議員から開示するとの回答を得ており、事務局による開示は問題ないと主張しているため、この点について検討する。

議員各自の銀行通帳は、議員個人が管理する通帳であるから、請求人が、直接議員各自に対し、開示を要請し、この要請を受けて個々の議員が銀行通帳の開示に応じることは、議会情報公開条例に基づく議会情報の開示請求とは別の問題であり、議員が銀行通帳の開示に応じるからといって議会情報公開条例に基づく議会情報の開示請求が当然に認められることにならないことは明らかである。

よって、請求人の主張には、理由がない。

4 結論

よって、審査庁は、審査会に対し、請求人の本件各審査請求を棄却すべきであるとの答申を求める。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求等について、審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、議会情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、より一層公正で開かれた議会運営の実現を図ることを目的として掲げている。また、条例第3条においては、議会情報の公開を求める権利が尊重されるように条例を解釈し、運用することが議長の責務とされている。こ

れら条例の規定の趣旨に鑑み、当審査会は、原則公開の基本原則の下、条例の規定の適用に関し、判断するものである。

3 審査会の判断について

(1) 本件請求について

本件請求は、各議員の政務活動費が支給されている口座の通帳の写しである。処分庁は、本件対象文書について、前記「第2 事案の概要 1 事案の経緯 (4) 及び (8)」に記載されているとおりの処分を行ったところ、本件各審査請求がなされ、審査庁にて審理手続が行われた。審理手続の結果、処分庁の判断は妥当であるとの結論となり、審査庁は、当審査会に対し、「請求人らの本件各審査請求を棄却すべきであるとの答申を求める。」として諮問した。当審査会は、本件請求を非公開としたことについて検討する。

(2) 条例第2条第1項第1号該当性について

条例第2条第1項第1号において、議会情報とは、議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真（これらが含まれる磁気ディスクを含む。）であって、決裁又は供覧が終了し、議会が保有しているものと定義している。

当審査会の判断は、前記「第4 審査庁の諮問に係る判断 2 議会情報か否かについて」に記載されている内容と同旨である。条例第1条において、公開を求める権利を保障しているものは議会情報である。また、条例第2条第1項1号において、議会情報は、決裁又は供覧が終了している文書に限っている。よって、本件請求の対象となっている銀行通帳の写しは、処分庁が保有する文書ではあるが、決裁又は供覧がされた文書ではない以上、条例第2条第1項第1号に定義されている議会情報に該当しない。

また、請求人らは、前記「第3 審査関係人の主張 1 請求人らの主張 (2) 請求人らの主張の理由 イ」のおおりの主張を展開するが、以上に説示したところに照らせば、当審査会の判断を左右するものとはいえない。

(3) 当審査会からの附帯意見

発端としては、処分庁が決裁又は供覧をしていない当該文書を保有しているこ

とにある。処分庁が議会情報に該当しない議員個人の通帳を慣例的に保管し、管理していることについては、この度の一件を踏まえて、一度検証したほうが良いと思われる。また、各地方公共団体における情報公開条例において、公開の対象となる文書を決裁又は供覧が終了したものに限っている例は少ない。さらに、檀原市情報公開条例においても、公開の対象となる文書について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」であるとともに、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」としていることから、条例第2条議会情報の定義の見直しを検討するよう付言しておく。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 7日	審査庁より諮問書を受理
②	平成30年 5月16日	論点整理及び調査審議
③	平成30年 7月12日	調査審議

平成30年 7月18日

檀原市行政不服審査会

会 長 北岡 秀晃
委 員 小林 直樹
委 員 奥野 恒久
委 員 山田 磯子
委 員 中西 眞介